

地域再生に資する施策の推進について
(環境省の概算要求における対応状況)

環境省は、地域再生の推進にあたっての方向と戦略（平成16年5月地域再生本部決定）、各地域からの支援措置に関する提案等を踏まえ、概算要求において地域再生に資する施策を積極的に反映したところ。

【「地域再生の推進にあたっての方向と戦略」に対応した施策】

知恵と工夫の競争のサポート・促進

- ・環境と経済の好循環のまちづくりへの支援
- ・環境保全・観光・地域振興につながるエコツーリズムの推進
- ・環境教育・環境学習データベースの整備

自主裁量性の尊重、縦割り行政の是正、成果主義的な政策への転換

- ・汚水処理普及対策助成金制度（仮称）の創設
- ・環境と経済の好循環のまちづくりへの支援（再掲）

民間のノウハウ、資金等の活用促進

- ・エコタウン事業の推進

施策例 （環境と経済の好循環のまちづくりへの支援）

環境と経済の好循環を実現するまちづくりについて、地域の創意工夫のアイデアを募り、第三者からなる検討委員会によって選定された各地域に対して、モデル事業を集中的に実施した上で、その環境、経済両面の効果を把握、評価し、国の内外に情報提供する。

地域発の創意工夫を活かし、
幅広い主体の参加を得た、
特色あるまちづくり

二酸化炭素排出量の削減等を通じ、
環境を保全

雇用の創出等により、
経済を活性化

環境保全をバネ
にしたまちおこし
のモデル

1か所当たりの予算規模（3年間合計）【大規模地域：5.3億円 / 小規模地域：1.2億円】

施策例 （污水处理普及対策助成金制度（仮称）の創設）

「今後の地域再生の推進にあたっての方向と戦略」等を踏まえ、地域の自主性・裁量性をより発揮できるように補助金制度改革に取り組み、効率的な污水处理施設の整備を進めるため、農林水産省及び国土交通省と共同で「污水处理普及対策助成金制度」（仮称）を創設する。

対象主体：市町村

対象施設：農業集落排水施設
漁業集落排水施設
公共下水道
浄化槽

- ・ 2事業以上実施する市町村が対象
- ・ 市町村が策定する五ヵ年計画に対し国は連携して支援
- ・ 市町村の裁量により、事業間で流用可能となる交付金的仕組み
- ・ 計画の達成度については評価する仕組みを導入
- ・ 対象地域等その他の要件、詳細は、政府原案決定(年末)までに調整